

令和元年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見の概要

審査の結果 [意見書P. 2]

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

審査における意見 [意見書P. 6]

(1) 健全化判断比率

実質公債費比率(12.9%)及び将来負担比率(138.3%)については、いずれも、「第3期財政健全化プラン(平成30年度～令和3年度)」における令和元年度の見込みを下回っており、今後も建設事業債等残高の適正規模を維持するとともに、基金からの借入残高の削減を着実に進めたい。

(2) 資金不足比率 (いずれの公営企業会計においても発生していない。)

病院事業、下水道事業及び水道事業の法適用企業においては、今後も施設等の整備・更新などに多額の資金需要が見込まれることから、財源の確保に留意しつつ、経営基盤の強化に一層努められたい。

(3) むすび

実質公債費比率や将来負担比率は着実な改善が見られ、資金不足比率も発生していない。

しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市税が減収となるなど、本市財政に与える大きな影響により、健全化判断比率等の各種財政指標の悪化が懸念される。

今後とも財政健全化プランに基づき、財政の健全化に積極的に取り組むとともに、災害や今般の新型コロナウイルス禍のような社会経済情勢の急激な変動に対応できるよう、平時から財政調整基金の確保に努めることはもとより、対策に当たっては国費などの財源を有効に活用し歳入確保に万全を期すことで、将来を見据えた安定的な財政運営を進められることを要望する。

実質公債費比率及び将来負担比率の推移

